

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 11 月 13 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の
説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（２）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	水素技術及びサプライチェーン分析に係る各種調査
対象国及び類似地域	インドネシア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- （１）参加資格のない社等：特になし
（２）必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

インドネシアでは、経済成長、人口増加及び産業活動の拡大に伴い、エネルギー需要が増加する一方、エネルギー供給は依然として化石燃料への依存度が高く、特にエネルギー需要に占める割合が大きい産業部門の低・脱炭素化が重要な課題となっている。インドネシア政府は、2060 年のネット・ゼロ・エミッション達成に向けてエネルギー転換を推進しており、エネルギー鉱物資源省（Ministry of Energy and Mineral Resources。以下「MEMR」という。）は、2023 年に国家水素戦略、2025 年に国家水素・アンモニアロードマップを策定した。同ロードマップでは、水素・アンモニアの生産、貯蔵・輸送及び利用を含むサプライチェーンの形成に向け、制度・規制、標準・認証、インフラ、人材及び投資環境を段階的に整備する方針が示されている。

インドネシアのエネルギートランジションを進める上では、再生可能エネルギーの導入拡大に加え、電化が困難な産業部門等の脱炭素化に資する水素の活用が重要となる。JICA は、「インドネシア国エネルギートランジション・マスタープラン策定支援プロジェクト」を通じ、安定的、低廉かつ持続可能な電力供給と脱炭素化の両立に向けたマスタープランの策定を支援してきた。また、水素・アンモニア社会の形成を具体化するため、「インドネシアにおける水素社会促進に向けた情報収集・確認調査」を実施し、水素・アンモニアの需給ポテンシャル、サプライチェーン形成上の課題、経済性及びインセンティブ等に関する基礎的な調査・分析を行うとともに、MEMR 等と日・インドネシア連携ロードマップを策定した。

一方、グリーン水素は既存燃料及びグレー水素と比較して製造・供給コストが高く、需要創出、制度・規制、インフラ、認証及び資金調達等に課題が残されている。こうした課題に対応し、水素サプライチェーン上のボトルネックの特定、産業用水素利用を促進するインセンティブメカニズムの検討及び具体案件の事業化を通じて水素・アンモニア社会の発展を促進することを目的として、インドネシア政府から我が国に対し、「水素・アンモニア社会の開発促進プロジェクト」が技術協力プロジェクトとして要請された。

その後の MEMR 等との協議を通じ、本事業は、政策・制度の策定及び具体的な案件形成を成果とする開発計画調査型技術協力として実施し、対象を産業部門における水素利活用に絞り込む方針としている。具体的には、関連政策・制度等をレビューし、水素サプライチェーン及び産業利用に係る制度・規制、コスト及

び投資上の課題を分析した上で、インセンティブメカニズムを策定するとともに、選定されたケーススタディ案件の事業計画を作成することを想定している。

また、インドネシアの水素分野では、複数の開発協力機関等が政策・規制、標準・認証、ポテンシャル調査、資金調達及びパイロット事業等を支援している。このため、本詳細計画策定調査では、これらの支援とのデマケーション及び連携可能性を明確にするとともに、関係機関の役割分担、実施体制、ケーススタディの対象及び検討範囲、成果、活動、投入等を整理する。その上で、本事業の内容についてインドネシア側関係者と確認・協議し、合意文書を締結する予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務（2026 年 12 月上旬～2027 年 1 月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、インドネシア側関係機関(C/P 機関等)や他国開発協力機関等に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問票(案)は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ② プロジェクトの討議議事録案 (Record of Discussions。以下「R/D」とする)、協議議事録案 (Minutes of Meetings。以下「M/M」とする。)の担当分野関連部分を検討する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務（2027 年 1 月中旬～2027 年 1 月下旬）

- ① JICA インドネシア事務所等との打合せに参加する。
- ② インドネシア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 関連機関及び既存の計画・調査の現状を確認する。
 - (a)MEMR、関係省庁、国営企業、民間企業、研究機関、ケーススタデ

イ 候補案件の実施主体等について、所掌業務、組織体制及び役割分担を確認する。

(b) 水素の製造、貯蔵、輸送、供給及び産業利用に係る既存の政策、計画、調査、技術基準、規格及び関連事業を確認する。

(c) 他の開発協力機関等が実施又は計画している支援（ポテンシャル調査、サプライチェーン調査、パイロット事業等）について、対象地域、検討内容、成果、進捗及び利用可能なデータを確認する。

(d) 本事業で実施する技術・サプライチェーン分析と他の開発協力機関等による支援とのデマケーション及び連携可能性を整理する。

イ) 産業部門等における水素サプライチェーン構築に係る技術的課題を確認する。

(a) 製造、貯蔵、輸送及び産業利用の各段階における技術的なボトルネック、インフラ不足及びコスト構造を整理する。

(b) 本体調査において追加的に収集・分析すべき技術データ、調査項目及び分析方法を整理する。

ウ) ケーススタディ候補案件を確認する。

(a) MEMR 及び関係機関との協議を通じて、ケーススタディ候補案件の関連調査及び計画の現状を確認する。

(b) ケーススタディ候補案件の対象範囲及び本体調査で実施する技術的検討の内容を整理する。

(c) 本体調査において検討する事業性、経済性及び温室効果ガス排出削減効果の算定に必要な技術情報及び前提条件を整理する。

(d) ケーススタディ案件の事業化に向けた事業計画に含めるべき技術的検討事項を整理する。

エ) 現地再委託を請け負う可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。

④ 担当分野に係る M/M 案及び R/D 案の作成・修正に協力する。

⑤ 担当分野に係る現地調査結果を JICA インドネシア事務所等に報告する。

(3) 整理業務（2027 年 2 月上旬～2027 年 2 月下旬）

① 事業事前評価表（案）作成に協力する。

② R/D 案の作成に協力する。

- ③ 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文 3 部）

2027 年 2 月 26 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2027 年 1 月 17 日～1 月 30 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時に若しくは数日遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 水素技術/サプライチェーン分析 (本コンサルタント)
- オ) 水素市場/政策分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- カ) 評価分析/ジェンダー (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA インドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空 港 送 迎：あり
- イ) 宿 舎 手 配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通 訳 備 上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部資源・エネルギーグループ第一チームから配付しますので、imgne@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ 要請書
 - ・ 案件概要表案

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整

作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上